令和3年3月定例総会 (令和3年3月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

# 令和3年3月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年3月30日(火) 午後3時30分~4時15分
- 2. 開催場所 豊栄地区公民館 大講堂
- 3. 出席委員 (18人)

委	員	1番	渡部	圭子
委	員	3番	窪田	曻平
委	員	4番	伊藤	明
委	員	5番	佐藤	作栄
委	員	6番	坂井	祐一
農政振興部会長		7番	武田	武盛
委	員	8番	小林	浩
委	員	9番	此村	和也
委	員	10番	佐藤	敏明
委	員	11番	若林	清廣
委	員	12番	曽我	護
委	員	13番	齋藤	圭一郎
委	員	14番	倉島	正春
農地部会長		15番	田村	良雄
委	員	16番	松田	勝己
農政振興部会長職務代理者		17番	後藤	宗一
会長職務代理者		18番	本田	敏明
会	長	19番	首藤	正男

4. 欠席委員 (1人)

農地部会長職務代理者 2番 山岸 洋子

### 5. 議事日程

(諸般の報告)

第	1		議事録署名委員の指名
第	2	議案第12号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第	3	議案第 8号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
第	4	議案第 9号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
第	5	議案第10号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
			について並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた

活動計画について

第 6 部会報告 農政振興部会報告

第 7 報告事項 地法第5条転用届出に関する受理について

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に ついて

6. 出席事務局職員

事務局長佐久間清次長島貫徹農地係長浅香範人

# 7. 会議の概要

# 事務局

定刻になりましたので、これより令和3年3月の定例総会を 開催いたします。

議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

本日は、2番 山岸 洋子委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。

それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いいたします。

午後3時30分 開 会

# 議長

日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。

### 事務局

ご報告申し上げます。

議案説明のため関係職員が出席しております。

次に、令和3年2月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。

以上で報告を終わります。

#### 議長

これより、日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、 議長において、15番 田村 良雄 委員、16番 松田 勝己 委 員を指名いたします。

続きまして、日程第2、追加議案第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3、議案第8号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、を議題といたします。

議案第12号及び第8号については、3月25日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。

### 農地部会長

農地部会での審議内容について報告します。

まず、追加議案第12号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。

申請は1件です。追加議案をご覧ください。

番号1番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり 譲受人 新発田市滝沢 以下記載のとおり 譲渡人 北区白勢町 以下記載のとおり 地目及び面積 畑2筆 544平方メートル 契約内容 売買 10アール当り対価 3,000,000円 通作距離 13キロメートル 譲受人の農業従事者数 4人 譲受人の経営面積 391.98アール 地域区分 農用地区域

譲受人は規模拡大し、申請地に麦を栽培するため、双方で売買の話がまとまったものです。

委員から、売買の対価が高いようであるがとの質問があり、 事務局から、譲受人は肥料を製造する会社を経営しており、申 請地に隣接している工場を倉庫として購入する予定であるが、 この工場は屋根からの雨や雪などで長年申請地に迷惑をかけ てきたと聞いている。そのようなこともあり、双方で相談して 対価を決めたと聞いていると説明がありました。また、農機具 をほとんど所有していないようであるが、との質問があり、事 務局から、水田は作業委託をしていると聞いていると説明があ りました。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有 状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件 及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可 相当といたしました。

続きまして議案第8号、事業計画変更申請に関する処分決定 について説明します。

申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。

#### 番号1番

所在地 北区新鼻 以下記載のとおり 当初計画者 中央区一番堀通町 株式会社 福田組 地目及び面積 畑2筆

1,024平方メートルの内、444平方メートル 許可年月日及び許可番号

平成30年4月27日 新北区農委指令第8号 事業計画変更事項及び転用内容

期間の延長で、変更前、平成30年4月27日から令和3年4月30日までを変更後、平成30年4月27日から令和4年4月30日にするものです

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は福島潟の水門工事を県から受注しましたが、軟弱な地盤で、工事が一時中止になりました。これに伴い工期が延長になったため、現場事務所等で使用している申請地の転用期間を延長するため申請に至ったとのことでした。

委員から、軟弱地盤とのことであるが、地盤杭は打ちなおすのかとの質問に、地盤改良をしていく上で基礎杭は打っていく。地質調査をしながら工事を進めていき、期限までに工事を終わらせる予定であるとのことでした。また、転用者は下水の清掃や草刈りを行い、地元自治会と良好な関係であると聞いている。今後も続けてもらいたい。また、今後とも自動車の出入りには気を付けてもらいたいとの指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、一時転用の期間の延長であるため許可できるものです。

なお一層のご審議をお願いします。

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。

本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、日程第2、追加議案第12号 農地法第3条許可申 請に関する意見決定について、及び日程第3、議案第8号事業 計画変更承認申請に関する処分決定について、は農地部会長報 告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の 決定について、を議題といたします。

議案第9号については、3月23日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。

なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。

議長

議長

議長

最初に、新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、7ページの所有権移転のうち、利用権移転のうち、1番及び3番の2件について審議します。

つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、4番 伊藤 明 委員、7番 武田 武盛 委員、11番 若林 清廣 委員 15番 田村 良雄 委員の退席を求めます。

### (議事参与委員 退席)

議長

それでは、農政振興部会長職務代理から審議の内容について 報告を求めます。

農政振興部会長 職務代理 農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議 事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。

議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明 のありましたとおり、議案書7ページ、利用権移転1番と3番 の2件となります。

次に、当該申請案件のご説明をいたします。

番号1番及び3番は、旧借受人が規模縮小のため、新しい借 受人に利用権を移転するものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の 要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効 率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会 農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しまし た。

以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長職務代理報告のとおり決するにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定の案件中、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権移転のうち、1番及び3番の2件については、農政振興部会長職務代理報告のとおり可決されました。

### (議事参与委員 入室・着席)

議長

次に、議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。 なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。

#### 農政振興部会長

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議 事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をい たします。

本日の配布資料4ページの令和3年 利用権促進事業権利別 実績表をお開きください。

① 利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で、12件、67,349平方メートルです。② 農地中間管理権設定は3件、10,416平方メートルです。④ 所有権移転は7件、31,146平方メートルです。⑤ 利用権移転は3件、28,694平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、1件、13,246平方メートルです。

はじめに、利用権設定の申請案件の説明をいたします。定例 総会 議案書2ページから4ページをご覧ください。利用権設 定の新規、12件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理 由は、離農及び規模縮小によるものです。譲受人の借受理由は、 規模拡大となっています。 次に、議案書5ページをご覧ください。 所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号1番 売買です。

譲渡人が後継者がいないため、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号2番です。

譲渡人が労力不足のため、賃貸していた譲受人に相談したと ころ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人に相談したところ売買する ことで話しがまとまったものです。

番号4番です。

譲渡人が生活資金が必要なため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号5番です。

譲渡人が生活資金が必要なため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、議案書6ページをご覧ください。番号1番と番号2番の交換です。

お互いに農作業の利便性を高めるために相談したところ、交換することで話しがまとまったものです。

次に、議案書7ページをご覧ください。利用権移転の申請案件についてご説明申し上げます。

番号2番です。

旧借受人が規模縮小のため、新しい借受人に利用権を移転するものです。

次に、議案書8ページをご覧ください。

農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。

中間管理機構への貸付けを行う3件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものはなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金の申請者はおりません。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律 及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基 づき農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の 要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効 率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会 農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しまし た。

以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

議長

これより、質疑に入ります。

なお、質疑の最初に記載ページと案件番号を告げてからご発 言願います。

何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。

本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号 令和2年度の目標及びその 達成に向けた活動の点検・評価について並びに令和3年度の目 標及びその達成に向けた活動計画について、を議題といたしま す。議案第10号については、事務局から提案の内容について 説明を求めます。

事務局

それでは、議案第10号 令和2年度の目標及びその達成に 向けた活動の点検・評価(案)について並びに令和3年度の目 標及びその達成に向けた活動計画(案)について、ご説明いたします。

議案書15ページをご覧いただきたいと思います。記載のとおり提案するものでありまして、内容は16ページからになっております。最初に点検・評価(案)でございます。このことにつきましては、各部会で既に説明したとおりでございますが、確認の意味を含めまして簡単に説明させていただきます。 I の農業委員会の状況では、令和3年3月31日現在の農業の概要と農業委員会の現在の体制について記載しているものでございます。

次に17ページ、II担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、記載のとおりであり、集積面積を達成することができませんでした。今後も各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して農地の利用調整に関する活動を進め、農地中間管理事業等を活用しながら、行政・関係機関と連携し、担い手への農地集積・集約化を進めることが必要であります。

次に18ページ、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入 促進でありますが、記載のとおりであります。目標に対する評 価でありますが、目標どおりの参入実績がありました。

19ページ、IV遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、記載のとおりであります。農地利用状況調査等による指導で解消を図ったが、目標を達成することができませんでした。今後も農地パトロール等を通して遊休農地の発生防止に努めるとともに、利用意向調査等を活用して解消を目指す必要があります。

次に20ページ、V違反転用への適正な対応では、記載のと おりとなっております。

次に21ページから22ページ、VI農地法によりその権限に属された事務に関する点検でありますが、記載のとおりであります。なお、1の農地法第3条に基づく許可事務は市へ権限移譲のため該当事務はございません。

次に23ページ、VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、該当はございませんでした。VII事務の実施状況の公表等でございますが、1総会等の議事録の公表及び活動計画の点検・評価の公表はHPに公表しております。農地利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、今年度は記載のとおりでございます。

続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。24ページをご覧ください。I農業委員会の状況については、点検・評価(案)と同じ内容となって

おります。

25ページ、II担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、現状及び課題は記載のとおりでございます。令和3年度の目標については、集積面積を2,768ヘクタールとしました。農業基本構想の令和4年までの最終目標である85パーセントを目指し、令和3年度の目標は前年度実績及び認定農業者等の経営面積を参考に設定しました。活動計画は記載のとおりでございます。III新たな農業経営を営もうとする者の参入についてですが、現状及び課題は記載のとおりでございます。令和3年度の目標については、前年度実績を勘案して、参入目標数2経営体、目標面積1ヘクタールとしました。活動計画は記載のとおりでございます。

26ページ、IV遊休農地に関する措置についてですが、現状及び課題は記載のとおりでございます。令和3年度の目標については、遊休農地の解消面積を2へクタールとしました。管内農地面積の1パーセント以下を維持し、農業基本構想の令和4年までの最終目標である2分の1の解消を目指した設定としました。活動計画は記載のとおりでございます。V違反転用への適正な対応についてですが、現状及び課題、活動計画は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。

本案は事務局提案のとおり、決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点 検・評価について並びに令和3年度の目標及びその達成に向け た活動計画について」は、事務局報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、部会報告 農政振興部会報告を議題とします。

3月23日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。

### 農政振興部会長

それでは、農政振興部会報告をいたします。

本日の配布資料4ページをお開きください。

先程ご審議いただきました、議案第9号 新潟市農用地利用 集積計画の決定について、利用権設定12件、農地中間管理権 3件、所有権移転7件、利用権移転3件を審議しました。

そのほか、議案第10号及び第11号について、事務局から 説明がありました。また、新潟市農用地利用配分計画(案)に ついては、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画 の報告がありました。そのほか、令和2年度の業務実績につい て、事務局から報告がありました。

主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。

皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。

次に、日程第7、報告事項を議題とします。 事務局から報告を求めます。

事務局

専決処分のご報告をいたします。

お手元の専決処分書 27~42ページをご覧ください。

最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、138件専決処分しました。これは、濁川地区の圃場整

備事業に伴い件数が多くなったものです。

次に、農地の転用事実に関する照会書について、1件専決処分しました。

次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、10件専決処分しました

以上で報告を終わります。

議長

全日程が終了しました。

これにて、令和3年3月 新潟市北区農業委員会定例総会を 閉会します。

閉 会 午後4時15分

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北 区農業委員会会議規則第14条第2項の規定により ここに署名する。

新潟市北区農業委員会

委員 田村良雄

委員 松田 勝己